

「大垣市立北中学校いじめ防止基本方針」

平成26年4月1日策定

平成28年4月1日改訂

平成29年4月1日改訂

平成29年9月19日改訂

平成30年4月1日改訂

「いじめ防止対策推進法」及び「国の基本方針」並びに「岐阜県基本方針」を受け、本校の学校教育目標、生徒の実態に照らし、本校の生徒が安心・安全で豊かな学校生活を送るために、いじめ行為を防止することを目的とした「大垣市立北中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。その後、「いじめ防止対策推進法第9条に保護者の責務」が定められていることを受け、平成28年4月1日に改訂を行い、学校とPTAが協力を進め、保護者の役割についても明記することとしました。また、「国の基本方針」（平成29年3月14日最終決定）が見直されたのを機に平成29年4月1日に一部追記し、改訂を行いました。さらに、「岐阜県基本方針」（平成29年8月22日改定）が見直されたのを機に平成29年9月19日に一部追記し、改訂を行いました。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第1章第2条にあるように、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

<物理的な影響を与える行為>とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理されたりすることを意味します。「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

(2) いじめ問題に対する基本認識

学校教育全体を通じて、下記の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たります。

- ・いじめは、人として絶対に許されない行為であること。
- ・いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こりうる可能性がある最も深刻な人権侵害であること。
- ・いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格形成に多大な影響を与え、時には、生命や身体に重大な危険を生じさせる可能性があること。
- ・いじめを単なる仲間間のトラブルと軽く考えることなく、人権にかかわる問題としてとらえること。

(3) いじめ問題に対する基本的な構え

学校教育全体を通じて、下記の考え方に基づき、いじめの防止等に当たります。

- ・いじめはどの学級にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、誰もが被害者にも加害者にもなりうるという認識をもち、指導します。
- ・いじめは人間として絶対に許されないという認識を一人ひとりがもち、いじめを許さない校風を創り出すとともに、誰もが安心でき、自己肯定感、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを目指します。

- ・いじめの防止のために、教職員や仲間との信頼関係を構築し、規律ある授業づくりや集団づくりを目指します。
- ・いじめは絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの早期発見に努め、事実を明らかにし、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組みます。
- ・アンケートや個別の面談を実施するなど、きめ細かく生徒一人ひとりの状況の把握に努めます。
- ・いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者や地域の関係機関との連携に努め、必要に応じて専門家の協力を求め、解決に当たります。

2 いじめ未然防止のための取組

本校では、「どの生徒もかけがえのない、なくてはならない生徒」であることを共通の願いとして教職員が、下記の決意をもって教育活動を進めます。

- 一人ひとりの生徒の悩みや痛みを温かい手を差しのべ、救いにとっていく教師になろう。
- 一人ひとりの生徒のよさを見つけ、生かし、伸ばす教師になろう。
- 一人ひとりの生徒のほんのわずかな伸び（成長）をも大きな期待観をもって受け止め、喜び合える教師になろう。

(1) 一人ひとりの生徒のよさを認め、伸ばす学級経営・学校経営の推進

- ・一人ひとりの生徒が「分かった・できた」という達成感を味わえる教科指導に努めます。
- ・一人ひとりの生徒のよさを認め、位置付け、価値付ける指導を大切にします。
- ・生徒同士の関わりを大切にし、互いのよさを認め合い、望ましい人間関係を築く学級経営の充実に努めます。
- ・一人ひとりの生徒との会話に努め、「学級・学校に居場所がある」と感じられるような心の成長を助ける指導・援助に努めます。
- ・悩みアンケートや学校生活アンケート（＝Q-U）、個人面談（教育相談）、一日観察を実施して、学級経営を見直し、よりよい学級づくりに努めます。

(2) いじめの自浄能力を高める教育の推進

- ・一人ひとりの生徒が生命を大切に作る心や他を思いやる心が育まれるよう、道徳の時間を核とした道徳教育を進めます。
- ・地域でのボランティア活動や職場体験、宿泊体験等の行事を通して、生徒の心に感動を与え、豊かな情操と道徳心を培い、人間関係を構築する能力を養います。
- ・北中学校人権宣言を核に自治力、自浄力を重点とした生徒会活動を展開し、いじめのない学校づくりに努め、いじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを目指します。
- ・いじめ問題について、生徒の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置付け、いじめ防止の意識を高めます。

北中学校人権宣言

- 私たちは、自分がされて嫌なことは、人にしません。
- 私たちは、自分が言われて嫌なことは、人に言いません。
- 私たちは、笑顔で挨拶、笑顔で会話します。
- 私たちは、自分の役割を、責任をもって果たします。
- 私たちは、仲間の声を聴き、応えます。

- ・いじめ問題をはじめ、生徒間の人間関係をめぐるトラブルについて、状況に応じて、当事者の生徒による話し合いの場をもち、互いの思いを十分聞き合い、解決を目指したり、当事者同士の生徒が了解した上で、トラブルについて学級全体で話し合ったりして、自分たちで解決していく力を育てます。

(3) 生徒を取り巻く社会問題に対する指導の充実

- ・情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう保護者とも連携し、継続的に指導します。
- ・携帯電話やスマートフォン等の正しい使用について、生徒と保護者への啓発を繰り返し実施します。
- ・ネット環境の進展に伴い起きている生徒指導上の問題などについて、教職員が危機意識と十分な知識がもてるよう計画的な研修を進めます。

(4) 保護者との連携・協力態勢の確立

- ・PTA総会等を通じて、いじめ問題についての保護者の理解、学校の指導方針等の啓発に努めます。
- ・生徒の努力や気になることなどについて、日頃から積極的に保護者に伝え、共に考え合っていくことを大切にします。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめ問題の早期発見のための取組

- ・日頃の生徒のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り、支援できる全校体制を整えます。
- ・過去にいじめ被害にあった生徒に対しては、継続的な見守りを行います。
- ・地域関係者（通学の見守り隊や民生委員、人権擁護委員等）や保護者から情報を得るように努めます。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的・共感的な態度で生徒からの相談を聴くことを大切にし、生徒が相談しやすい環境を整えます。
- ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努めます。
- ・スクールカウンセラー、ほほえみ相談員の相談日を全家庭に配付し、紹介し、生徒が担任以外の職員にも相談できるようにします。
- ・電話相談窓口の一覧を全家庭に配付し、紹介します。

(3) 教職員の研修の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進めます。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日常から生徒理解に努めます。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たります。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、ほほえみ（スクール）相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るよう努めます。

(4) 保護者との連携

- ・学校の基本方針は、ホームページに掲載するとともに、PTA総会等を通じて周知に努めます。
- ・学校は、生徒のよいところを積極的に伝えるとともに、相談については、直接面談しながら共に考えることを大切にします。
- ・保護者からの相談を真摯に受け止め、共に考え合い、よりよい解決を目指すよう努めます。
- ・いじめが確認された後には、いじめた側、いじめられた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行います。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめられた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめた生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にします。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、解決に向け、教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努めます。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たります。

4 学校いじめ防止対策推進会議の設置 (いじめ推進防止法第22条)

いじめ未然防止、早期発見、早期対応を実効的かつ組織的に行うため、下記の委員により構成される「学校いじめ防止対策推進会議」を設置します。

【委員会のメンバー】	
教職員：	校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・教育相談担当・養護教諭 特別支援コーディネーター
教職員以外：	保護者代表・学校評議員・スクールカウンセラー (※必要に応じて、大垣市教育委員会・大垣市いじめ等サポートチーム)

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容
4月	・Webページを通じて「学校のいじめ防止基本方針」の発信 ☆北中人権宣言の取組 ・職員研修（「学校のいじめ防止基本方針」の確認） 人権の5観点を核とした取組 ・PTA総会「学校のいじめ防止基本方針」の周知
5月	・アンケートの実施 教育相談の実施
6月	・職員研修（教育相談）
7月	・ネットいじめについて生徒への啓発
8月	・職員研修（自殺予防と対応） ☆校内対策推進会議（研修）
9月	・アンケートの実施 教育相談の実施
10月	・職員研修（ネットいじめ等の情報モラル）
11月	・「人権集会」に向けた取組（北中人権宣言、人権の5観点を核とした取組）
12月	・「人権集会」の開催（各学級、生徒会の取組の交流）
1月	・アンケートの実施 教育相談の実施 ・教職員による防止対策の振り返りと次年度への取組の計画
2月	・生徒会の取組のまとめ ・「学校のいじめ防止基本方針」の見直し
3月	・アンケートの実施 教育相談の実施

☆校内対策推進会議は随時実施する。

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時の初期対応

- ・いじめの発見・通報を受けたら、速やかに「校内いじめ防止対策推進会議」を中心に組織的に指導体制を組み、対応します。
- ・学校は、中立の立場で事実を確認し、聞き取りの内容の相違点・共通点を明らかにし、指導方針を立てた上で、原則その日の内に来校を依頼し、その日の内に謝罪の場を設けるなどして対応をします。
- ・加害生徒には教育的配慮のもと、いじめは絶対に許されないという厳しい姿勢で指導や支援を行います。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しながらその後の生活の様子を見守り、心のケアに十分配慮した事後の対応を心掛けるとともに、二次被害や再発防止に向けた継続的な取組を行います。
- ・いじめをした生徒に対しては、保護者とも協力しながらその後の生活を見守りつつ声かけに努め、集団の中で所属感や自己肯定感がもてるよう指導を継続します。
- ・「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて、大垣市いじめ等サポートチームの派遣要請や警察署や法務局等とも連携して行います。

(2) 重大事態と判断された場合の対応

いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時、いじめにより生徒が相当の期間にわたり、学校を連続して欠席することを余儀なくされている場合があると認められる時については、下記の対応をします。

- ・大垣市教育委員会に速やかに報告を入れるとともに、教育委員会の指導の下、学校いじめ防止対策推進会議が中心となって、事実関係を明らかにする調査を行います。
- ・上記調査の結果について、教育委員会に報告するとともに、関係者の個人情報に十分配慮しながら、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係やその他必要な情報を適切に提供します。
- ・調査結果や教育委員会からの助言をもとに、いじめを受けた生徒への支援を行うとともに、保護者とも連携して心のケアに努めます。
- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。
- ・児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

(3) 保護者の役割

- ・日頃から、子どもとの対話を心掛け、子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり、学校に相談したりするなどしながら、子どもへの支援に努めます。
- ・保護者として、いじめを正しく認識するとともに、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを説明し、十分に理解させるように努めます。
- ・我が子の周囲でいじめが疑われるような情報を得た時は、安易に判断せず、我が子にも無関心な立場を取らせるのではなく、深刻ないじめに発展しないよう止める勇気をもつことや学校に相談することなどを助言するよう努めます。
- ・いじめが疑われるような場面を見た時には、その場で一声かけるよう努めるとともに、学校等に情報を提供するように心掛けます。
- ・我が子がいじめをしてしまった場合には、保護者としての責任の取り方を我が子に示すよいチャンスととらえ、被害者の生徒・保護者に謝罪するとともに、

帰宅後には、改めて我が子に事の重大さを諭すことに心掛けます。

- ・我が子がいじめを受けた場合には、学校等とも相談しながら、子どもの心に寄り添い、問題を乗り越えることができるよう支援します。
- ・日頃から携帯電話やスマートフォン等の正しい使用について、親子で話し合いをもち、ネット上へ誹謗・中傷などを絶対しない約束づくりに努めます。

7 学校評価における留意事項

学校評価の実施に当たっては、いじめ問題に対応する学校の取組に関する評価項目を設け、適正に学校の取組を評価します。

8 個人情報（アンケート等）についての留意事項

いじめ問題が重大事案に発展した場合は、重大事案の調査組織においてもアンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存します。

<追記> いじめの「解消」の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続していること。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを被害児童生徒本人およびその保護者との面談などにより確認すること。